

「機械類」の範囲及びその取扱いについて

輸入注意事項39第23号 (39.10.24)

- 改正①輸入注意事項41第16号 (41.4.30) ②輸入注意事項43第6号 (43.4.22)
 ③輸入注意事項44第30号 (44.10.20) ④輸入注意事項46第25号 (46.11.1)
 ⑤輸入注意事項47第40号 (47.12.19) ⑥輸入注意事項53第9号 (53.3.29)
 ⑦輸入注意事項56第39号 (56.2.10) ⑧輸入注意事項63第28号 (63.5.19)

輸入管理手続上の「機械類」の範囲及びその取扱いを下記のとおり定め、昭和37年4月14日付け輸入注意事項37第17号（「機械類」の範囲について）、昭和37年5月23日付け輸入注意事項37第23号（「機械類」の部分品等の取扱いについて）及び昭和37年12月13日付け輸入注意事項37第55号（貨物の輸入に係る担保に関する告示（その10）の別紙1の(2)に掲げる機械類の部分品、付属品及び消耗品の範囲の指定について）を廃止します。

記

1. 「機械類」の範囲について

輸入管理手続上「機械類」の範囲は、別表に掲げるものに限ります。ただし、機械類の部分品、付属品及び消耗品（何ら加工を加えることなく、そのままの形態で使用されるものに限り、以下「部分品等」といいます。）については、別表に掲げられていないものであっても、2の(1)又は(2)の規定により輸入することができる場合には「機械類」として取り扱います。

2. 部分品等の取扱いについて ④⑤⑦

(1) 別表に掲げる機械類を輸入する場合においては、当該機械類の輸入承認証により、当該機械類の部分品等であって、次に掲げるものをあわせて輸入することができます。
 イ 輸入割当てを受けて機械類を輸入する場合

(a) 輸入割当証明書又はそのアタッチドシートにおいて当該機械類の部分品等が特掲されている場合には、その特掲されたところに従つて輸入されるもの

(b) その他の場合には、当該輸入承認金額の5%以内のもの

ロ 前記以外の品目の機械類を輸入する場合

(a) 輸入承認証又はそのアタッチドシートにおいて当該機械類の部分品等が特掲されている場合には、その特掲されたところに従つて輸入されるもの。ただし、部分品等が輸入割当てを受けるべき貨物に該当する場合はこの限りではありません。

(b) その他の場合には、当該輸入承認金額の5%以内のもの。ただし、部分品等が自由化されていない品目はこの限りではありません。

(2)イ 機械類の部分品等であって別表に掲げるものを輸入する場合（輸入割当てを受けた輸入する場合であって、輸入承認証の「商品名」の欄に「部分品」「付属品」又は「消耗品」の記載がある場合に限ります。）においては、当該部分品等の輸入承認証により当該機械類（輸入承認証の「商品名」の欄に記載されている本体をいいます。）の部分品等であって他の品目に所属するもの（別表に掲げられているもの

で他の品目に所属するものと、別表に掲げられていないものとを聞いません。) をあわせて輸入することができます。

口 機械類の部分品等であつて別表に掲げるものを輸入する場合（輸入割当品目以外の品目のものを輸入する場合であつて、輸入承認証の「商品名」の欄に「部分品」、「付属品」又は「消耗品」の記載がある場合に限ります。）においては、当該部分品等の輸入承認証により当該機械類（輸入承認証の「商品名」の欄に記載される本位をいいます。）の部分品等であつて他の品目に所属するもの（別表に掲げられているもので他の品目に所属するものと、別表に掲げられていないものとを聞いません。）をあわせて輸入することができます。ただし、部分品等が輸入割当を受けるべき貨物に該当する場合は、この限りではありません。

〔別 表〕①⑥⑧

関税率表 の番号	品 目
84・01	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器
84・02	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー
84・04	補助機器（第84・02項又は第84・03項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器
84・05	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）
84・06	蒸気タービン
84・07	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）
84・08	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）
84・09	第84・07項又は第84・08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品
84・10	液体ターピン及び水車並びにこれらの調速機
84・11	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスターピン
84・12	その他の原動機
84・13	液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター
84・14	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自藏するものに限るものとし、フィルターを取り付けであるかないかを問わない。）

84・15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、温度のみを単独で調節することができないものを含む。）

84・16 炉用バーナー（液体燃料用、粉碎した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストークー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械

84・17 炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）

84・18 冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84・15項のエアコンディショナーを除く。）

84・19 加熱、調理、ぼい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却、その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式であるかないか問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）

84・20 カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー

84・21 遠心分離器（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清淨機

84・22 液洗機、清浄用又は乾燥用の機器（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機器（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）その他の包装機械及び飲料用の炭酸ガス注入機

84・23 重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅

84・24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消化器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレー、ガソリンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器

84・25 プーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャブスタン及びジャッキ

84・26 デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック

84・27 フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック

84・28 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機器（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）

84・29 ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エクスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）

84・30 その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壤用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機

84・31 第84・25項から第84・30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品

84・32 農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー

84・33 収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第84・37項の機械を除く。）

84・34 摺乳機及び酪農機械

84・35 プレス、破碎機その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。)

84・36 その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械及び装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器

84・37 種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）

84・38 飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）

84・39 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械

84・40 製本用機械（製本ミシンを含む。）

84・41 その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）

84・42 活字鑄造用又は植字用の機器及びロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84・56項から第84・65項までの加工機械を除く。）、活字、ロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたロック、プレート、シリンドラー及びソグラフィックストーン

84・43 印刷機及び印刷用補助機械

84・44 人造纖維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機

84・45 紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用纖維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第84・46項又は第84・47項の機械に使用する紡織用纖維の糸を準備する機械

84・46 織機

84・47 編機、ステッヂボンディングマシン、タフティング用機械及びシンブヤー
ン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械

- 84・48 第84・44項から第84・47項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第84・44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）
- 84・49 フエルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フエルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型
- 84・50 家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）
- 84・51 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージンプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第84・50項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械
- 84・52 ミシン（第84・40項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー
- 84・53 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）
- 84・54 転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。）
- 84・55 金属圧延機及びそのロール
- 84・56 レーザーその他光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械
- 84・57 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーションransファーマシン
- 84・58 旋盤（金属切削用のものに限る。）
- 84・59 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイターテーブルヘッド機を含むものとし、第84・58項の旋盤を除く。）
- 84・60 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械、（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84・61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）
- 84・61 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

84・62 錫造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォルディングマシン、ストレートニングマシン、フレットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッティングマシン(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。)

84・63 その他の加工機械(金属、焼結した金属炭化物又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。)

84・64 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械

84・65 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他のこれらに類する硬質物の加工機械(くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。)

84・66 第84・56項から第84・65項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。)並びに手持工具用のツールホルダー

84・67 手持工具(ニューマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。)

84・68 はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(切断に使用することができますかできないかを問わないものとし、第85・15項のものを除く。)及びガス式の表面熱処理用機器

84・69 タイプライター及びワードプロセッサ

84・70 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計算機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械

84・71 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式データを讀取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く。)

84・72 その他の事務用機器(例えば、膳写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機)

84・73 第84・69項から第84・72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、携帶用ケースその他のこれらに類する物品を除く。)

84・74 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機(固体状、粉状又はペースト状の土壤、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。)、凝結機及び成形機(固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスチックその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。)並びに铸物用砂型の造型機

84・75 電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械

84・76 物品の自動販売機(例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの、両替機を含む。)

84・77 ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする
物品の製造機械(この類の他の項に該当するものを除く。)

84・78 たばこの調製用又は製造用の機械(この類の他の項に該当するものを除く。)

84・79 機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当
するものを除く。)

84・80 金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、
ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴッ
ト用のものを除く。)

84・81 コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御式弁を含むも
のとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。)

84・82 玉軸受及びころ軸受

84・83 ギヤボックスその他変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カ
ムシャフト及びクラランクシャフトを含む。)、クラランク、軸受箱、滑り軸受、
歯車、歯車伝動機、ポールスクリュー、ばね車、ブーリー(ブーリーブ
ロックを含む。)、クラッチ及び軸総手(自在総手を含む。)

84・84 ガスケットその他これに類するジョイント(他の材料と結合した金属板製
のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。)及び材質の異なるガス
ケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋
入りその他これに類する包装にしたもの

84・85 機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接觸子その他の電気用物品を
有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。)

85・01 電動機及び発電機(電動機とセットにした発電機を除く。)

85・02 発電機(原動機とセットしたものに限る。)及びロータリーコンバーター

85・03 第85・01項又は第85・02項の機械に専ら又は主として使用する部分品

85・04 トランسفォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及び
インダクター

85・05 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの並びに電磁式
又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに
電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びフティングヘッド

85・06 一次電池

85・07 蓄電池(隔壁板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかない
かを問わない。)

85・08 手持電動工具(電動装置を自藏するものに限る。)

85・09 家庭用電気機器(電動装置を自藏するものに限る。)

85・10 かみそり及びバリカン(電動装置を自藏するものに限る。)

- 85・11 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターー)並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉器
- 85・12 電気式の照明又は信号用の機器(第85・39項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。)
- 85・13 携帯用電気ランプ(内蔵したエネルギー源(例えば、電池及び磁石発電機)により機能するように設計したものに限るものとし、第85・12項の照明用機器を除く。)
- 85・14 工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導式又は誘電式のものを含む。)及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器(電磁誘導式又は誘電式のものに限る。)
- 85・15 はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電気式(電気加熱ガス式を含む。)、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切斷に使用することができるかできないかを問わない。)及び金属又は焼結した金属炭化物の熱吹付け用電気機器
- 85・16 電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器(例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて)及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体(第85・45項のものを除く。)
- 85・17 有線電話用又は有線電信用の電気機器(有線搬送通信機器を含む。)
- 85・18 マイクロホン及びそのスタンド、扩声器(エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。)、マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置
- 85・19 レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機(録音装置を自蔵するものを除く。)
- 85・20 磁気式テープレコーダーその他の録音機(音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)
- 85・21 ビデオの記録用又は再生用の機器
- 85・22 第85・19項から第85・21項までの機器の部分品及び附属品
- 85・25 無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)及びテレビジョンカメラ
- 85・26 レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器
- 85・27 無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器(同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。)

85・28 テレビジョン受像機(ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、同一のハウジングにおいてラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置と結合してあるかないかを問わない。)

85・29 第85・25項から第85・28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品

85・30 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器(第86・08項のものを除く。)

85・31 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示盤、盜難警報器及び火災警報器。第85・12項又は第85・30項のものを除く。)

85・32 固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー

85・33 電気抵抗器(可変抵抗器及びボテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。)

85・34 印刷回路

85・35 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、繼電器、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、セシジ抑制器、プラグ及び接続箱。(使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。))

85・36 電気制御用又は配電用の盤、パネル(数値制御用のものを含む)、コンソール、机、キャビネットその他の物品(第90類の機器を自蔵するものを含み、第85・35項又は第85・36項の機器を二以上装備するものに限るものとし、第85・17項の交換機を除く。)

85・38 第85・35項から第85・37項までの機器に専ら又は主として使用する部分品

85・39 フィラメント電球及び放電管(シールドビーム、ランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。)並びにアーク灯

85・40 热電子管、冷陰極管及び光電管(例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管)

85・41 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。)を含む。)、発光ダイオード及び圧電結晶素子

85・42 集積回路及び超小形組立

85・43 電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)

85・44 光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けであるかないかを問わない。)

85・47 電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、オレジを切ったソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第85・46項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（半金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）

85・48 機器の電気式部品（この類の他の項に該当するものを除く。）

86・01 鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。）

86・02 その他の鉄道用機関車及び炭水車

86・03 鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（自走式のものに限るものとし、第86・01項のものを除く。）

86・04 鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるかないかを問わない。例えは、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道檢測車）

86・05 鉄道用又は軌道用の客車（自走式のものを除く。）及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車（自走式のもの及び第86・04項のものを除く。）

86・06 鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。）

86・07 鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部品

86・08 信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含むもとのとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。）及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらとの部品

86・09 コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上10tの輸送方式による運送を行ふため特に設計し、かつ、装備したものに限る。）

87・01 トラクター（第87・09項の）トラクターを除く。）

87・02 公共輸送用乗用自動車

87・03 乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87・02項のものを除く。）

87・04 貨物自動車

87・05 特殊用途自動車（例えは、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものに除く。）

87・06 原動機付きシャン（第87・01項から第87・05項までの）自動車用のものに限る。）

87・07 車体（運転室を含むものとし、第87・01項から第87・05項までの）自動車用のものに限る。）

87・08 部品及び附屬品（第87・01項から第87・05項までの）自動車用のものに限る。）

87・09 自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものと除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品

87・10 戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品

87・11 モーターサイクル（モペッドを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー

87・12 自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）

87・13 身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）

87・14 部分品及び附属品（第87・11項から第87・13項までの車両のものに限る。）

87・15 乳母車及びその部分品

87・16 トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品

88・01 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機

88・02 その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット

88・03 部分品（第88・01項又は第88・02項の物品のものに限る。）

88・04 落下傘（可導式落下傘を含む。）及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品

88・05 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれら部分品

89・01 客船、遊覧船、フェリー、ボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶（人員又は貨物の輸送用のものに限る。）

89・02 漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶

89・03 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船及びカヌー

89・04 矢航用又は押航用の船舶

89・05 照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム

89・06 その他の船舶（軍艦及び救命艇を含むものとし、櫓櫂船を除く。）

89・07 その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き棧橋、ブイ及び水路浮標）

- 89・08 解体用の船舶その他の浮き構造物
-
- 90・01 光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファイバーケーブル(第85・44項のものを除く。)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ(コンタクトレンズを含む。)、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。)
-
- 90・02 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。)
-
- 90・05 双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器(電波観測用のものを除く。)及びその支持具
-
- 90・06 写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第86・39項の放電管を除く。)
-
- 90・07 映画用の撮影機及び映写機(録音装置又は音声再生装置を自歎するかしないかを問わない。)
-
- 90・08 投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)
-
- 90・09 感光式複写機(光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。)及び感熱式複写機
-
- 90・10 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器(感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン
-
- 90・11 光学顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。)
-
- 90・12 顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回折機器
-
- 90・13 液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当するものを除く。)、レーザー(レーザーダイオードを除く。)及びその他の光学機器(この類の他の項に該当するものを除く。)
-
- 90・14 羅針盤その他の航行用機器
-
- 90・15 土地測量(写真測量を含む。)用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器(羅針盤を除く。)及び測距儀
-
- 90・16 ばかり(感量が50ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させであるかないかを問わない。)
-
- 90・17 製図機器、けがき用具及び計算用具(例えば、写図機械、パンントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤並びに手持ち式の測長用具(例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。))
-
- 90・18 医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)
-
- 90・19 機械療法用、マッサージ用又は心臓学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器

90・20 その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）

90・21 成形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帶を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具

90・22 エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機

90・23 教育用、展示用その他の实物説明用のみに適する機器及び模型

90・24 硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用纖維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）

90・25 ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品

90・26 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第90・14項、第90・15項、第90・28項又は第90・32項の機器を除く。）

90・27 物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム

90・28 気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器

90・29 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第90・15項のものを除く。）並びにストロボスコープ

90・30 オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第90・28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器

90・31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機

90・32 自動調整機器

90・33 この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）

91・01 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）

91・02 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第91・01項のものを除く。）

91・03 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帶用時計及び第91・04項の時計を除く。）

91・04 計器盤用時計（その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。））

91・05 その他の時計（携帶用時計を除く。）

91・06 時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）

91・07 タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）

91・08 ウオッヂムーブメント（完成品に限る。）

91・09 その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）

91・10 時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント

91・11 携帶用時計のケース及びその部分品

91・12 時計（携帶用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品

91・14 その他の時計の部分品

93・01 軍用の武器（けん銃及び第93・07項の武器を除く。）

93・02 けん銃（第93・03項又は第93・04項のものを除く。）

93・03 その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スボーソ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに素発射銃）

93・04 その他の武器（例えば、スプリング銃、空氣銃、ガス銃及びこん棒。第93・07項の物品を除く。）

93・05 第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品

93・06 爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらとの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）

93・07 刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや

94・05 ランプ（その他の証明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するもの及び第9405・20号、第9405・30号、9405・50号のものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーション・サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）

95・01 車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車

96・03 ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスライサー（ローラースライサーを除く。）（第9603・10号から第9603・50号のものを除く。）